

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21H00576

研究課題名（和文）日中戦争期（1930～40年代）、南京の人と不動産をめぐる新研究

研究課題名（英文）A new study on the human resources and real property in Nanjing of the 1930s and 1940s

研究代表者

片山 剛（KATAYAMA, Tsuyoshi）

大阪大学・大学院人文学研究科（人文学専攻、芸術学専攻、日本学専攻）・招へい教授

研究者番号：30145099

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 8,800,000円

研究成果の概要（和文）：近代上海では外国人が土地の永租権を有していた。そして租界内と同様に、租界外にも、次の特色ある土地制度が存在していた。それは、中国人が外国人（特に英米人）に土地の永租を依頼し、外国人は名目的に永租するが、「権柄単」という信託証書を中国人に交付することで、事実上は中国人が土地を所有する、というものである。

蒋介石の国民政府は1930年代に、租界外の上記制度を廃止しようとしたが、実現できなかった。しかし1942年11月、上海を占領していた日本陸海軍は布告を出し、租界外の上記制度を廃止した。上記制度の廃止が、蒋介石政府と日本の占領統治にとって共通する政策であったことは新たな興味深い事実である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近代上海において、外国人が有する土地の永租権（所有権とほぼ同じ）が知られている。また永租権をもたない中国人が、外国人に名義貸しを依頼し、名目上は外国人の永租地とするが、その外国人が「権柄単」という信託証書を中国人に発行することで、事実上は中国人がその土地を所有するという「仮装的永租権制度」も存在していた。そしてこれらの制度や実態については、租界内部を対象に研究されてきた。

しかし、租界外部における永租権制度や「仮装的永租権制度」についてはほとんど研究されてこなかった。本課題では租界外部に注目し、これら制度に対して、日本軍が占領地政策として行った改革を初めて検討した。

研究成果の概要（英文）：There was a peculiar land system outside of the International Settlement, French Concession and Extension Area as well as inside of them in Shanghai of the 1930s. The system was the following. Foreigners possessed a special right to lease land perpetually in modern Shanghai. A Chinese entrusted a foreigner, especially a UK or US citizen, to lease a land perpetually. The foreigner nominally held the land and issued a declaration of trust to him, and consequently he actually held the land.

Jiang Jieshi's Nationalist Government sought to abolish the land system in the 1930s but could not realize. The authorities of Japanese military and naval forces in Shanghai under their occupation issued a decree in November 1942. It was the decree to abolish the land system of using declaration of trust and using perpetual lease right outside of the Settlements. It is interesting that the policy of abolishing the system was common to Jiang Jieshi's Government and Japanese military and naval forces.

研究分野：人文学

キーワード：東洋史 南京と上海 土地制度 租界外部 占領地統治

1. 研究開始当初の背景

本課題は、日本による占領地統治の内実を学術的に考察・評価するための新たな物差しを提供するという方針にもとづいて開始された。当初は、第一に、日中戦争期、特に占領統治下の南京において、生活・生産に不可欠な建物は十分に供給されていたか、第二に、日中戦争の勃発によって南京から避難した中国人のなかには、南京で土地・建物を所有していた、相応の資産を有する者が含まれていたが、それらの建物を再建する資力を有する人々はどのくらい南京に戻ったか(あるいは戻らなかったか)この2つの問いを台北の国史館所蔵の「南京土地登記文書」(1934~47年の南京における、土地・建物に関する計3回の登記記録)を用いて考察することで、新しい物差しを提供する予定であった。

ただし、世界的なコロナ禍と台北国史館の利用制限等のため、「南京土地登記文書」の資料調査が実現しなかったため、上記方針は変更せず、国内での文献調査に切り換えて研究を進めることとした。1年目は依然として南京を対象にしたが、「南京土地登記文書」を利用できないため、南京を対象とする研究には限界があった。一方、上海については、1942~43年に実施・印刷された満鉄の「上海土地不動産慣行調査報告書」や蔡育天主編『上海道契』(全30冊)という大部の資料のみならず、上海発行の邦字新聞『大陸新報』(1939~1945年)および国立公文書館のアジア歴史資料センターのデジタルアーカイブなど、ネット上で収集できる有用な資料が存在するため、2・3年目は日中戦争期前後の上海における不動産をめぐる問題について、先行研究がほとんど言及していない租界の外部(特に浦東・呉淞)にも注目して、前記の物差しを提供するための研究を進めることにした。

2. 研究の目的

対象地域を上海に変更したが、研究の目的は不変であり、日本による占領地統治の内実を学術的に考察・評価するための新たな物差しを提供することである。上海の場合、具体的には次になる。近代上海には、永租権をもつ外国人、特に英米系会社と中国人との間で締結された委託・受託の信託関係にもとづく「仮装的永租権制度」(「権柄単」制度として知られている)が存在していた。この制度について加藤雄三は、「不動産を永租することのできる外国人が、自分の名義で中国人のために所属国の領事館で登記をおこない、地券の発給を受ける。中国人は、名義貸しをしてくれた外国人から権柄単(declaration of trust)とよばれる信託証書の発行を受け、代金を引きわたす」(加藤、272-273頁)と説明する。そして租界内のみならず、租界外でもこの権柄単を用いる方法が行われていた。

租界内の「仮装的永租権制度」に対しては中国の主権が及ばない。だが租界外は中国の主権が及ぶ。そこで1930年代に蒋介石国民政府下の上海市政府は、租界外における「仮装的永租権制度」を廃止する政策を進めたが、実現しないまま日中戦争が勃発した。それでは、日本の占領地統治は、この問題についてどのような姿勢であったのか。この点について、太平洋戦争勃発後の1942年11月に現地上海の日本陸海軍当局が出した布告を最終的な考察対象に据え、それに至る過程における在上海総領事館や在上海有識者の見解も検討し、以上を通じて、英米系会社が築いてきた近代上海の土地制度に対して、日本はそれを温存しようとしたのか、それとも部分的であれ、解体しようとしたのかを考察する。

3. 研究の方法

「1. 研究開始当初の背景」で述べたように、「上海土地不動産慣行調査報告書」、『上海道契』、『大陸新報』、アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブなどの文献資料を活用した。

その際、日本の個人・法人・政府機関が上海で設定した永租地の分布について、日本領事館に登録されている永租地の調査表にもとづき、1875年以来の大まかな動向を整理し、その結果、第一に、租界外に設定された永租地にも注意して資料の収集・分析を進めることにした。第二に、列強のなかでも、早くから上海に進出し、上記の「仮想的永租権制度」を構築した英米と、後代に進出した日本との間に、土地制度をめぐる見解・姿勢の相違が存在するか否かに注意して資料の収集・分析を進めることにした。

なお1943年4月に上海恒産の矢守貞吉は、当時の上海市について、日本人が永租地を設定できる地区か否か、また上海市政府の行政権が及ぶ地区か否かの基準によって、次の3地区に大別している(図1参照)。すなわち、「(A) 仏租界、共同租界及びその越界地区。この地帯は永租権の設定し得る地域であって、租界行政の施行せられつつある所。(B) 右の地区は永租権を設定し得るも、行政は、従来より中国政府の手によって施行せられた所。(C) 右の地区は永租権地域外であって、邦人等の居住、営業を許されざる地域」である。

このうち(A)地区については、多くの先行研究がある。だが(B)地区、特に後段で言及する浦東地域や呉淞地域(図1の矢印で指した地域)について注目した研究は少ない。しかし蒋介石の南京国民政府成立後、特に1930年代に、(B)地区は、日本を含む列強と蒋介石政権との間で焦点になってくる。そこで本課題では、(B)地区を主に検討することにした。

4. 研究成果

(1) 日本の永租地は租界内よりも租界外が圧倒的に多い

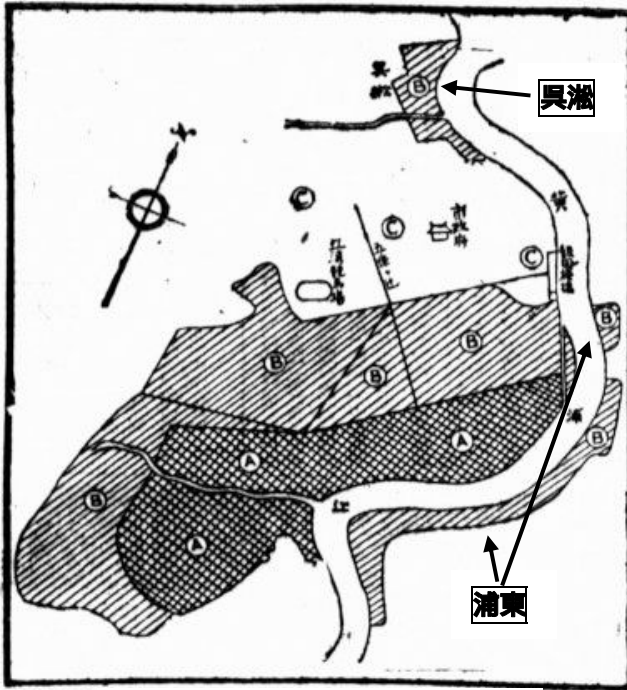


図1 矢守貞吉「租界返還と土地永租権」
 (『大陸新報』1943年4月4日朝刊)より

1935年(昭和10年)に在上海日本総領事館が「上海市二於ケル本邦人永租土地表(昭和十年一月現在)」を作成している。それを整理したのが表1である。注意をいくつか記しておこう。永租地の「所在地」は、「特区黄浦路 ○保○図」, 「特区法租界 保○図」, 「区 保○図」(例えば洋涇区浦東 ○保○図)の形式で記載されている。「特区」は共同租界を、「特区法租界」はフランス租界を指し、それ以外の「区」は上海市政府の行政下にある地区(すなわち租界外)を指す。なお1畝=15ヘクタール=約200坪である。また、永租土地表に記載されている号数の最後は1196号であるから、日本領事館に登記申請された永租地の筆数は通計で1196筆になるが、合筆や永租権の移転等で登記が抹消されている号も存在するため、永租土地表で欠号となっている号も存在する。そして1935年1月時点で「生きている」永租地の筆数を数えたところ792筆となった。そして表1から、筆数・面積ともに租界内に比べて租界外が圧倒的に多いことが判明する。

表1 「上海市二於ケル本邦人永租土地表(昭和十年一月現在)」より作成

		共同租界		フランス租界		租界外		合計	
		筆数	畝数	筆数	畝数	筆数	畝数	筆数	畝数
1935年	実数	109.5	408.026	29.0	266.935	653.5	10343.7	792.0	11018.629
1月	割合	13.8%	3.7%	3.7%	2.4%	82.5%	93.9%	100%	100%

以上、日本の個人・法人による永租地設定の大まかな動向として、租界内から租界外に伸張していったというよりは、その当初から、租界内における永租地の設定と租界外における永租地の設定が並進していく形であったこと、そして租界外の永租地設定に熱心であったことが推測される。

租界外の永租地が多く設定された理由について、さしあたり『上海道契』(巻30、日冊道契)から判明する点を紹介しておく。日本領事館に登記された最初の永租地は、1875年(光緒元年、明治8年)に地券が発行された第1号と第2号である。第1号(面積5畝)は租界内に設定されたものであるが、第2号は租界外の浦東に設定されたものである。第2号の永租人名義は「町田實一」、面積は27.844畝(1.86ヘクタール)、土地所在地は「浦東」となっている。

第2号について、アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブを利用して調べると以下の点が判明する。「町田實一」は当時海軍中主計であり、日本海軍の石炭貯蔵場所の土地を購入する代金(洋銀1万元ドル)を運ぶために上海に出張した。永租人名義は「町田實一」であるが、実際の永租人は日本の海軍省である。おそらく、海軍軍艦の寄港地の一つとして上海があり、上海に寄港する海軍軍艦に石炭を補給するための石炭貯蔵所を確保するために設定された永租地と推測される。このように船舶や工場の燃料源である石炭の貯蔵地として、また交易品や原材料を保管する倉庫用地として、浦東に永租地を設定する政府機関や企業が多かったようである。

この海軍の永租地となった土地の履歴も簡単に紹介しておく。そもそもは英国人が中国人の所有地を永租し、1862年(同治元年)に地券(道契)を発給され、英国領事館に英冊第544号として登記したことに淵源する。すなわち英国人が、遅くとも1862年から浦東の土地を永租していることが分かる。なお、この第2号の西側に隣接する土地を、1907年(光緒33年)6月に川崎造船所が永租している(日冊第83号。川崎造船が取得する前は英冊524号であった)。

(2) 信託証(権柄単)に対する低い評価と土地執業証に対する高い評価。

国民政府は1930年1月に、中国人が「仮装的永租権制度」を利用することを禁止する命令を出し、各国領事に対してその取締りに協力を要請する。ここで、対象とする永租地は国民政府の主権下にある租界外の土地である。これは租界外の永租地について、国民政府が「仮装的永租権

制度」を廃止する政策である。これに対する日本領事館の対応は、「当館に於ては、従前より「トラスト」土地の登記を公認せざる方針を採り来り。今後も従来通り、「トラスト」土地の登記抑止を励行する方針なり」である。

また、1933年7月時点の日本領事館の姿勢・見解からも、「仮装的永租権制度」を正式に認めていない点、もし日本領事館に登記された事例のなかに「仮装的永租権制度」を用いているものが見つければ、その日本人名義人に対して、事実上の所有者である中国人に上海市政府から土地執業証を発行してもらおうようにし、領事館土地台帳の登記を抹消するように勧告する方針であることを確認できる。

加えて、満鉄調査における、上海の村上法律事務所の藤井忠徳への聴取（1942年6月聴取）で、藤井は土地執業証を高く評価している。すなわち、中国の土地所有者にとって、登記と連動せず、担保としての信頼性が低い方単・田単という古い地券に比べれば、「仮装的永租権制度」は信頼がおける。しかし上海市政府が1931年に、登記と結びついた土地執業証（新地券）のシステムを始めると、土地を担保にした場合の手續の簡便性や信頼性等の点から、中国の土地所有者は次第に土地執業証を選択するようになった。信託証（権柄単）は、私人間の証書による暗取引であり、法律上の保護を受けられないものであり、土地執業証の登場によって没落の運命を辿っていく、と。以上、日本と中国は権柄単を用いた「仮装的永租権制度」に否定的である点で共通している。これは新たな知見である。

（3）租界外の永租権を否認する政策をとる中国側に対する姿勢・見解

蒋介石の南京国民政府の成立以降、上海では、租界に対抗し、英米仏が享受する租界の繁栄を奪うために、租界の北郊に新都市を計画し、実施していく、これが「大上海計画」と呼ばれるものである（越沢、43頁）。この計画の一環として、黄浦江に橋を架け、租界外の浦東を大住宅区にするための新道路を建設することが予定されており、日本の企業が浦東に有する永租地が「公用徴収」される可能性が大きくなっていく（なお、同じく租界外の呉淞に新商港を建設する計画があり、日本の企業が呉淞に有する永租地もいずれ徴収される可能性がある）。

この計画とも関係するが、1930年（昭和5年）2月、上海市土地局は外国人が永租できる地域を租界内に限定し、租界外における永租権を否認する政策を進める。すなわち、租界外において、「仮装的永租権制度」を廃止するだけでなく、さらに踏み込んで外国人の永租権そのものを否認する政策である。これに対する1931年時点の日本領事館の姿勢・見解は、当初は不同意を主張していたが、最終的には、上記政策の推進を認めざるを得ないというものであった。

（4）1942年11月の新敵産処理に関する上海の陸海軍当局の布告

太平洋戦争の勃発により英米等が新敵国となる。そのため、名義上において英米系会社が永租人となっている永租地は新敵産とみなされることになる。しかし「仮装的永租権制度」を利用している場合、その実質的所有者は中国人であるので、その財産を敵産とみなすか否かが占領地統治を進めるうえで、現地の陸海軍当局の懸案となった。中生勝美は、「敵性」地産会社に信託する中国人の永租地を「敵産」とみなすか否かについては、上海を占領していた陸海軍も決定していなかった」（中生、306頁）とするが、当局は1942年11月に布告を出す。それは、次の（ア）もしくは（イ）の方法をとれば、敵産から除外するというものである。すなわち、英米系会社を名義人とし、英米等の新敵国となった領事館で登記していた永租について、（ア）は、日本の中支那振興等の引受会社を名義人とし、該会社の名義で日本領事館において登記し直し、日本領事館と市政府土地局が押捺した該会社を名義人とする新永租契を発行してもらい、該会社からは眞の所有者である中国人に信託証（「権柄単」）を交付してもらおうという方法である。（イ）は、新敵国の領事館で登記していた永租を破棄し、上海市政府土地局から中国人名義の土地所有証である「土地執業証」を新たに発行してもらおうという方法である。

（ア）は、信託関係における受託者を、英米系会社から日本の引受会社に代えるだけであり、「仮装的永租権制度」そのものは継続させるものである。他方（イ）は、英米等の新敵国人が名義人になっている場合に限られるが、「仮装的永租権制度」のみならず、永租権そのものを廃止することを意味するから、大きな変化といえる。

そこで問題となるのは、いかなる場合に（ア）の措置をとることが指示され、いかなる場合に（イ）の措置をとることが指示されるのかである。（A）地区の場合、中国人名義で日本領事館に登記し、中国人を永租者とする新永租契を発行してもらうことはできない。また租界行政が行われているので、市政府が土地執業証を発行することもない。したがって、（A）地区については、（ア）の措置が指示されると推測される。他方、（B）地区の場合、中国人自身の名義による土地所有権を市政府土地局に登記し、中国人名義の土地執業証を交付してもらうことが可能である。したがって、（B）地区については（イ）の措置が指示されると推測される。

前述の如く、土地執業証ならびに租界外の土地における「仮装的永租権制度」に対する日本領事館や有識者の姿勢を考慮するならば、この1942年11月の布告において、日本の陸海軍当局が（B）地区について（イ）の措置を行わせたと推測することは納得のいくものである。そして、租界外の（B）地区に限定されるが、英米系会社が築いてきた近代上海の土地制度を、日本が部分的に解体しようとしたことが判明する。

主要参考文献

- 加藤雄三「租界社会と取引 不動産の取引から」、加藤雄三・大西秀之・佐々木史郎 編『東アジア内海世界の交流史 周縁地域における社会制度の形成』人文書院、2008 年、pp. 263-283.
- 越沢明「日本占領下の上海都市計画（1937～1945 年）」『昭和 60 年度 第 20 回日本都市計画学会学術研究論文集』1985 年、pp. 43-48.
- 中生勝美「戦中期における上海の不動産取引と都市問題 満鉄の報告書を中心に」、中生勝美『中国農村の生活世界』風響社、2023 年、pp. 289-307.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 小林茂	4. 巻 13
2. 論文標題 清末に南洋陸軍実地測量司が作製した江蘇省の2万分1地形図をもとにした陸地測量部製「二万五千分一南京近傍：仮製版」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 外邦図研究ニューズレター	6. 最初と最後の頁 81-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小林 茂 (KOBAYASHI Shigeru) (30087150)	大阪大学・大学院人文学研究科（人文学専攻、芸術学専攻、日本学専攻）・名誉教授 (14401)	
研究分担者	大坪 慶之 (OTSUBO Yoshiyuki) (30573290)	三重大学・教育学部・教授 (14101)	
研究分担者	稲田 清一 (INADA Seiichi) (60221777)	甲南大学・文学部・教授 (34506)	
研究分担者	山本 一 (YAMAMOTO Hajime) (00748973)	立命館大学・文学部・講師 (34315)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------